第一条中第一号の次に次の一号を加える。

二　社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）附則第二条第二項の規定により行うことができることとされた同法第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第五号の指定を受けた学校又は養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者（以下「実務者研修修了者」という。）

第二条を次のように改める。

（準用）

第二条　居宅介護職員初任者研修の課程は、介護保険法施行規則第二十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準別表の課程を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同告示の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

講義及び演習の項	老化	障害
	認知症	認知症・行動障害
	障害	老化

別表第六中「別表第六（第五号関係）」を「別表第七（第七号関係）」に改め、別表第六を別表第七とし、別表第五中「別表第五（第四号関係）」を「別表第六（第六号関係）」に、「別表第三」を「別表第五」に改め、別表第五を別表第六とし、別表第四中「別表第四（第四号関係）」を「別表第五（第五号関係）」に改め、別表第四を別表第五とし、別表第三中「別表第三（第三号関係）」を「別表第四（第五号関係）」に、「別表第一、別表第二」を「別表第二、別表第三」に改め、別表第三を別表第四とし、別表第二中「別表第二（第三号関係）」を「別表第三（第五号関係）」に、「別表第一」を「別表第二」に改め、別表第二を別表第三とし、別表第一中「別表第一（第三号関係）」を「別表第二（第五号関係）」に改め、別表第一を別表第二とし、別表第二の前に次のように加える。

別表第一（第四号関係）

区分	科目	時間数	備考
講義	福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	三	
	障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	四	
	居宅介護に関する講義	三	居宅介護従業者の職業倫理に関する講義を行うこと。
	障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義	三	
	基礎的な介護技術に関する講義	三	
	家事援助の方法に関する講義	四	
	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	五	
	福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	四	
	基礎的な介護技術に関する演習	一〇	
	事例の検討等に関する演習	三	
実習	生活介護を行う事業所等のサービス提供現場の見学	八	
合計		五〇	

○厚生労働省告示第百五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

第一号から第三号までを次のように改める。

一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の居宅介護サービス費（以下「居宅介護サービス費」という。）の注5本文、注6本文、注7本文、注8本文及び注9本文の厚生労働大臣が定める者

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「居宅介護従業者基準」という。）第一条第一号から第三号まで、第八号、第十三号又は第十八号に掲げる者

二　居宅介護サービス費の注5の⑴の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第四号、第九号、第十四号又は第十九号に掲げる者

三　居宅介護サービス費の注6の⑴の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第四号、第九号、第十四号又は第十九号から第二十二号までに掲げる者

第四号中「第一条第三号、第七号又は第十一号」を「第一条第五号、第十号又は第十五号」に改める。

第五号及び第六号を次のように改める。

五　居宅介護サービス費の注7ただし書の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第四号、第五号、第九号、第十号、第十四号、第十五号又は第十九号に掲げる者

六　居宅介護サービス費の注8ただし書の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第四号、第五号、第九号、第十号、第十四号、第十五号又は第十九号から第二十二号までに掲げる者

第七号中「第三号まで、第六号、第七号、第十号、第十一号、第十四号又は第十五号」を「第五号まで、第八号から第十号まで、第十三号から第十五号まで、第十八号又は第十九号」に改める。